

【図表16】

令和6年度の経過的寡婦加算の加算額（遺族厚生年金）

妻の生年月日	(ア)妻の生年月日による乗率	(イ) 813,700 円	(ウ) 経過的寡婦加算額
		×(ア)欄の乗率	610,300 円－(イ)欄の金額
昭和2年4月1日以前	0	0 円	610,300 円
昭和2年4月2日～昭和3年4月1日	312 分の 12	31,296 円	579,004 円
昭和3年4月2日～昭和4年4月1日	324 分の 24	60,274 円	550,026 円
昭和4年4月2日～昭和5年4月1日	336 分の 36	87,182 円	523,118 円
昭和5年4月2日～昭和6年4月1日	348 分の 48	112,234 円	498,066 円
昭和6年4月2日～昭和7年4月1日	360 分の 60	135,617 円	474,683 円
昭和7年4月2日～昭和8年4月1日	372 分の 72	157,490 円	452,810 円
昭和8年4月2日～昭和9年4月1日	384 分の 84	177,997 円	432,303 円
昭和9年4月2日～昭和10年4月1日	396 分の 96	197,261 円	413,039 円
昭和10年4月2日～昭和11年4月1日	408 分の 108	215,391 円	394,909 円
昭和11年4月2日～昭和12年4月1日	420 分の 120	232,486 円	377,814 円
昭和12年4月2日～昭和13年4月1日	432 分の 132	248,631 円	361,669 円
昭和13年4月2日～昭和14年4月1日	444 分の 144	263,903 円	346,397 円
昭和14年4月2日～昭和15年4月1日	456 分の 156	278,371 円	331,929 円
昭和15年4月2日～昭和16年4月1日	468 分の 168	292,097 円	318,203 円
昭和16年4月2日～昭和17年4月1日	480 分の 180	305,138 円	305,162 円
昭和17年4月2日～昭和18年4月1日	480 分の 192	325,480 円	284,820 円
昭和18年4月2日～昭和19年4月1日	480 分の 204	345,823 円	264,477 円
昭和19年4月2日～昭和20年4月1日	480 分の 216	366,165 円	244,135 円
昭和20年4月2日～昭和21年4月1日	480 分の 228	386,508 円	223,792 円
昭和21年4月2日～昭和22年4月1日	480 分の 240	406,850 円	203,450 円
昭和22年4月2日～昭和23年4月1日	480 分の 252	427,193 円	183,107 円
昭和23年4月2日～昭和24年4月1日	480 分の 264	447,535 円	162,765 円
昭和24年4月2日～昭和25年4月1日	480 分の 276	467,878 円	142,422 円
昭和25年4月2日～昭和26年4月1日	480 分の 288	488,220 円	122,080 円
昭和26年4月2日～昭和27年4月1日	480 分の 300	508,563 円	101,737 円
昭和27年4月2日～昭和28年4月1日	480 分の 312	528,905 円	81,395 円
昭和28年4月2日～昭和29年4月1日	480 分の 324	549,248 円	61,052 円
昭和29年4月2日～昭和30年4月1日	480 分の 336	569,590 円	40,710 円
昭和30年4月2日～昭和31年4月1日	480 分の 348	589,933 円	20,367 円
昭和31年4月2日以後	—	—	—

(*) 経過的寡婦加算額については、対象となる者が昭和31年4月1日以前生まれであるため、算定のもととなる遺族基礎年金の年金額については、69歳以上の既裁定者の年金額を用いる。